平成２７年（フ）第１１号
福島県双葉郡楢葉町大字井出字浄光東27―10井出宿舎ＮエリアＮ３―114号室、住民票上の住所愛知県豊橋市花田町字越水124番地１ウイングコート花田タウン２・202
債務者　中井　基真
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１３５号
茨城県水戸市見和３丁目616番地の１　県営会神原アパート４棟101号、旧住所茨城県水戸市萱場町1012番地の２
債務者　太田ふじ枝
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１４５号
茨城県東茨城郡茨城町大字城之内477番地１
債務者　藤枝　健二（旧姓深作）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１５２号
茨城県水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート６棟201号
債務者　吉武　まり
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１６４号
茨城県水戸市河和田３丁目2260番地　市営河和田住宅51－３棟３－４号
債務者　石川　栄子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４４号
千葉県木更津市江川1496番地２
債務者　岩瀬マリセル　デ　ヘスス
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第８５号
三重県鈴鹿市国府町2359番地の２
債務者　さち塗装こと　打田　幸照
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３３号
三重県伊賀市猪田3777番地の６
債務者　松田　みき
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１２３号
滋賀県草津市南草津４丁目３番地１―103　メゾンドフォンテ
債務者　松田　隆光
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５０号
滋賀県栗東市綣３丁目15番19―703号　サンロイヤル栗東、前住所滋賀県東近江市佐野町311番地38
債務者　清水　聖二
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５２号
滋賀県甲賀市信楽町牧1159番地、前住所滋賀県甲賀市水口町春日１番地33
債務者　高月　好詠
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５３号
滋賀県甲賀市信楽町牧1159番地、前住所滋賀県甲賀市水口町春日１番地33
債務者　高月　佳代
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５４号
滋賀県草津市平井１丁目４番15号、前住所滋賀県栗東市中沢１丁目10番３―204号
債務者　奥村　美奈
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５８号
滋賀県栗東市小柿２丁目10番10―202号　レ・ユニオン山本、前住所滋賀県栗東市小柿１丁目６番６―105号
債務者　藤井　悦子（旧姓芦田）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６６号
滋賀県栗東市安養寺７丁目３番６―201号
債務者　伊勢村朝子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２号
滋賀県近江八幡市船木町968番地
債務者　松井　俊樹
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大津地方裁判所彦根支部